

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地	
使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～ 年 月 日) 以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。 (・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力) (・ 会社の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況) (・ その他())
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つにを付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業(時 分) 終業(時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等:()単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、ルキジノルム(始業) 時 分から 時 分、(終業) 時 分から 時 分、 コタム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業(時 分) 終業(時 分) (5) 裁量労働制；始業(時 分) 終業(時 分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間()分 3 所定時間外労働の有無(有、無)
休日	・ 定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・ 非定休日；週・月当たり 日、その他() ・ 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給() 無給() 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円) 口 日給 (円) 八 時間給 (円) ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額及び計算方法 イ (手当 円 / 計算方法:) 口 (手当 円 / 計算方法:) 八 (手当 円 / 計算方法:) ニ (手当 円 / 計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () %、 口 休日 法定休日 () %、法定外休日 () %、 八 深夜 () %</p> <p>4 賃金締切日 () - 毎月 日、() - 毎月 日 5 賃金支払日 () - 毎月 日、() - 毎月 日 6 賃金の支払方法 ()</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (時期等) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無)</p> <p>2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)</p> <p>3 自己都合退職の手續 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>4 解雇の事由及び手續 () () 詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・その他 ()</p>

以上のほかは、当社就業規則による。